宮崎市における営業時間短縮要請について

○対象地域:宮崎市

○対象店舗:食品衛生法に基づく営業許可を受けガイドラインを遵守してい

る飲食店等(持ち帰り(テイクアウト)や宅配(デリバリー)の専

門店を除く)

○営業時間短縮:8月6日(金)~8月24日(火) を要請する期間(8月6日(金)午後8時から8月25日(水)午前5時まで)

※ 協力金については、8月8日(日)午後8時から8月25日(水)午前5時までに 営業時間短縮に協力した場合に支給(8月6日(金)又は8月7日(土)から協力した 場合は加算)

○要請内容:酒類の提供は午前11時から午後7時までとし、午後8時

から翌日午前5時までの間の営業を行わない

○協力金額:国の交付金(協力要請推進枠)のスキームに基づき

売上規模別に店舗単位で支給

なお、感染状況により要請期間の短縮もあります。要請期間が短縮された場合は、協力 金は短縮された日数に応じて減額となります。

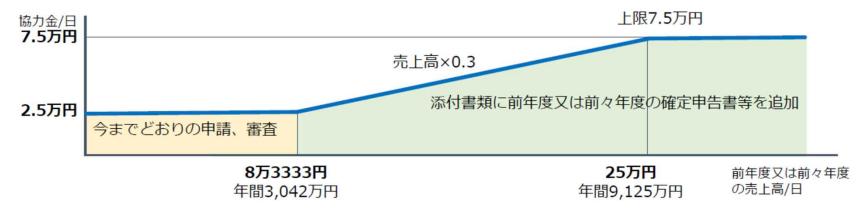
○問い合わせ先: 宮崎市商業政策課(申請について) TEL 0985-21-1792

宮崎県衛生管理課(時短要請に関すること) TEL 0985-44-2628

宮崎県福祉保健課(協力金に関すること) TEL 0985-26-7075

売上規模別協力金について

- 1 中小企業 (小規模事業者、個人を含む。)
 - 1日当たりの協力金額: 1日当たりの売上高×O. 3(2.5万円~7.5万円)
 - O 売上高方式 【中小企業の場合】



- 2 大企業 (中小企業も選択可)
 - O 売上高減少額方式【大企業の場合】 ※中小企業においても、この方式を選択可

【計算式】

1日当たりの協力金額=前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4

【上限額(1日当たり)】

20万円又は前年度若しくは前々年度からの1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額